

30長社人研第10号
平成30年5月2日

各社会福祉施設・事業所長 様

長崎県社会福祉協議会
会 長 出口啓二郎
(公印省略)

平成30年度 長崎県社会福祉協議会会長被表彰候補者の推薦について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

本会事業の推進につきましては、日頃より格別のご高配を賜り深謝申し上げます。

さて、今年度も、本会表彰規程に基づく表彰を実施し、表彰式を長崎市内で開催いたします。

つきましては、業務ご多忙の折、誠に恐縮に存じますが、下記事項にご留意のうえ、別紙表彰規程第3条第1項第1号に該当する被表彰候補者のご推薦方についてご配慮賜りますようお願い申し上げます。

なお、このたび、本会表彰規程を改正しておりますので、必ずご確認の上ご推薦くださいますよう併せてお願い申し上げます。

記

1. 添付書類

- ①長崎県社会福祉協議会表彰規程
- ②長崎県社会福祉協議会会長被表彰者推薦書（第1号様式）

2. 推薦書の提出先

貴施設所在地の市町社会福祉協議会長

※本会あてではございませんのでご注意ください。

3. 提出期限 平成30年6月15日(金) (必着)

4. その他 (留意事項)

貴施設に関係している協力者及びボランティアで、社会福祉に対して顕著な功労があったと認められる方がいらっしゃる場合は、貴施設所在地の市町社会福祉協議会へご連絡ください。

5. 問い合わせ先

長崎県社会福祉協議会 県社協会長表彰事務担当
(Tel : 095-846-8600 Fax : 095-844-5948)

社会福祉法人長崎県社会福祉協議会 表彰規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉の充実発展に功労のあったものを表彰してその功を讃え、労をねぎらい、もって社会福祉の進展に資することを目的とする。

第2章 表彰

(表彰の時期及び方法)

第2条 表彰は、長崎県社会福祉大会においてこれを行い、社会福祉大会が行われない年は、会長が別に定める日に行うものとする。但し、特別の事情あるときはその都度行うことができる。

2 表彰は、本会会長名の表彰状を贈呈してこれを行う。但し、金品を併せて贈呈することができる。

(表彰の対象及び資格)

第3条 本会会長が表彰するものは、次の各号に定める対象及び条件に該当するものとする。

- (1) 社会福祉施設、社会福祉協議会及び社会福祉団体等の役職員として功績顕著な者で、次に該当するもの
 - ア その現職であること
 - イ 在職期間が当該年度の4月1日現在で15年以上であること。但し、在職期間が中断されている場合は、在職期間を通算するものとし、育児休業・介護休業等休職期間並びに臨時職員期間は除く。なお、県外勤務を通算する者は、本県内勤務5年以上を必要とする。
- (2) 民生委員・児童委員として功績顕著な者で、次に該当するもの
 - ア その現職であること
 - イ 在職期間が当該年度の11月30日現在で15年以上であること。但し、在職期間が中断されている場合は、在職期間を通算するものとする。
- (3) 更生保護事業従事者及び心配ごと相談員、母子相談員、婦人相談員、家庭相談員、身体障害者相談員、知的障害者相談員等各種相談員として功績顕著な者で、次に該当するもの
 - ア その現職であること
 - イ 在職期間が当該年度の4月1日現在で15年以上であること。但し、在職期間が中断されている場合は、通算するものとする。
- (4) 社会福祉団体にして、他市町単位の同種団体と比較し特筆すべき活動を行うなど活発な活動を当該年度の4月1日現在で10年以上続け、その福祉増進と地域福祉に寄与しているもの

- (5) 里親にして、児童の健全育成に寄与している者で当該年度の4月1日現在で里子を5年以上養育しているもの
- (6) 母子世帯、身体障害者等が努力の結果、自立更生し全県または全国規模での活躍が認められるなど他の範となる者
- (7) 社会福祉事業協力者等
社会福祉事業に直接従事していない個人又は団体等であつて、社会福祉のため労力的・経済的またはその他の方法により協力し、その効果が顕著であるもので次に該当するもの
- ア 労力的な協力行為とは、福祉事業に限定し、且つ10年以上にわたり継続している行為とする。但し、同一団体又は個人の活動が環境保全等多種にわたる場合、その活動に福祉事業への協力行為が含まれていればその限りではない。
- イ 市町社会福祉協議会又は種別団体等から同一の理由で表彰されたもの。但し、該当する表彰がない場合はその限りではない。
- ウ イについて、当年度に表彰されるものは表彰歴に含める。
- 2 前項に規定する社会福祉団体とは、原則として県内の市町を単位とする区域以上で組織された社会福祉団体（社会福祉施設のみを経営する法人を除く）とする。
- 3 第1項各号に規定する対象のうち、過去に、次の各号に該当するものは、表彰の対象から除外するものとする。
- (1) 社会福祉関係又は更生保護関係で叙勲または褒章を受けた者
- (2) 社会福祉関係功労者として、厚生労働大臣表彰または同特別表彰を受けた者
- (3) 全国社会福祉協議会会長表彰を受けた者
- (4) 長崎県知事表彰を受けた者
- (5) 本会会長表彰を受けた者
- 4 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するものは対象とすることができる。
- (1) 前項第1号から第4号の表彰が当年度におけるもの
- (2) 前項第5号で、社会福祉関係と更生保護関係など明らかに分野が違ふもの
- 5 本会会長は、第3条第1項各号の規定にかかわらず、特に必要と認めたものについては表彰することができる。

(推薦)

第4条 各市町社会福祉協議会及び県域の社会福祉団体は、この規程に定める表彰に該当するものを候補として本会会長に推薦することができる。

第3章 感謝

(感謝状)

第5条 本会会長は次に定める功績に対し感謝の意を表し、感謝状を贈るものとする。但し、金品を併せて贈ることができる。

- (1) 本会が行う事業等に協力援助し、その功績が顕著なもの
- (2) 本会会長が特に必要と認めるもの

第4章 その他

第6条 本規程の施行に関し必要な事項は、本会会長が別に定める。

附則

1. この規程は、昭和53年4月1日より施行する。
2. この規程は、昭和58年4月1日一部改正し同日より施行する。
3. 第3条第1項第1号の規定にかかる勤務年数は、昭和58年度に限り昭和58年4月1日現在において、11年以上勤務し年齢30歳以上の者及び10年以上勤務し年齢55歳以上の者とする。
4. この規程は平成5年4月1日一部改正し同日から施行する。
5. この規程は平成6年4月1日一部改正し同日から施行する。
6. この規程は平成13年4月1日一部改正し同日から施行する。
7. この規程は平成16年5月28日一部改正し同日から施行する。
8. この規程は平成30年3月20日に一部改正し同日から施行する。

平成 年度 長崎県社会福祉協議会長被表彰者推薦書

【社会福祉施設役職員、社協役職員、社会福祉団体役職員等社会福祉事業従事者用】

平成 年 月 日

推薦者職氏名

(市町社協会長名)

印

(施設長・団体長名)

印

※施設・団体住所：〒

(電話番号)

推薦順位	第 位				
ふりがな 氏 名		推薦の根 拠となる 職 名			
生年月日	M T S H 年 月 日	年 齡	歳	性 別	
現 住 所	〒 ー				
在職期間	年 カ月間在職 (通 算)				
業 歴	年 月 日より	年 月 日まで (職名)		
	年 月 日より	年 月 日まで ()		
	年 月 日より	年 月 日まで ()		
	年 月 日より	年 月 日まで ()		
休職期間 (※4参照)	年 月 日より	年 月 日まで			
	年 月 日より	年 月 日まで			
表 彰 歴	年 月 日	より	の功績により表彰		
	年 月 日	より	の功績により表彰		
	年 月 日	より	の功績により表彰		
	年 月 日	より	の功績により表彰		
功績概要	-----				

参考事項	人格、近隣の評判、社会的信用等を記入すること。				

※記載上の注意事項

1. 年齢は満年齢とし、在職期間は社会福祉事業に従事した年数をそれぞれ通算する。
(算定は本年度4月1日とする。)

2. 氏名は戸籍上の氏名を楷書で正確に記載すること。

3. 業歴は、社会福祉事業に関係あるものを記載すること。

4. 在職期間には、育児休業・介護休業等休職期間並びに臨時職員期間は含まれないので注意すること。

※本用紙で取得された個人情報、長崎県社会福祉協議会会長表彰審査業務にのみ使用いたします。